

図書館情報資源のデジタル化 の拡大と今後の動向

愛知大学 家禰淳一

日本図書館研究会 図書館学セミナー
2022. 11. 19

概要

- コロナ禍の公立図書館（一例）
- この約10年における電子書籍（市場と図書館）の動向
- デジタルアーカイブ
- 市民協働のデジタル関連事業
- 教育現場におけるデジタルコンテンツのネットワーク利用
- 国のデジタル情報資源流通の政策と国立国会図書館の動向
- 今後の展望

堺市立図書館が臨時休館およびサービス制限中に行ったサービス
(令和2年3月2日～5月31日)

- 電話、インターネットからのレファレンス対応（電話 192件、Eレファレンス 139件）（参考：令和元年3月～5月Eレファレンス5件）
- Twitter による電子書籍の紹介（投稿件数：79件）
- 電子書籍臨時利用者 IDを電子メールでの申込みにより発行（4月8日からの発行者数：722人）
- 堺ライオンズクラブからの児童向け電子書籍の寄贈・公開（5月1日～）（寄贈点数：251点）
- 電子図書館ホームページにてデジタル郷土資料展の公開（4月28日からのアクセス数：38,377回）
- 事前に来館日時を調整した上での予約資料貸出の臨時窓口の設置（5月17日～24日）（貸出者数：8,568人、貸出点数：35,311点）
- 学校配送を利用した学校園への団体貸出（4月・5月貸出配送点数：7,437点）館の利用状況

出典：「令和3年度堺市立図書館 概要（令和2年度 統計と活動）」

		3月	4月	5月	合計
電子書籍 貸出点数(点)	令和元年	1,053	924	963	2,940
	令和2年	2,781	5,332	6,267	14,380
	前年比	264%	577%	651%	489%
電子図書館 ログイン数(件)	令和元年	2,435	2,091	2,236	6,762
	令和2年	4,433	10,001	12,929	27,363
	前年比	182%	478%	578%	405%

- 出典：「令和3年度堺市立図書館 概要（令和2年度 統計と活動）」

• コロナ禍での公立図書館の電子図書館導入

- 政府は「**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**」を創設
- この地方創生臨時交付金は、コロナ対応のための取組である限り、原則、地方公共団体が自由に使える
- この交付金を活用し（電子書籍提供サービス導入に実際に使われたかについては、現時点で不明）、地方行政のデジタル予算に活用したと考えられる。
- 電子図書館導入数の統計
- 電子出版制作・流通協議会「公共図書館 電子図書館サービス（電子書籍サービス）実施図書館」（2022年10月1日現在）
https://aebs.or.jp/pdf/Electronic_Library_Service_Implementation_Library_2022T001.pdf

• この約10年における電子書籍（市場と図書館）の動向

- こんなニュースが
- 2019年12月27
- 「**楽天が図書館向けEブック配信「オーバードライブ」を売却**」（HON. j p News Blog <https://hon.jp/news/1.0/0/27504>）
- 楽天USAが2015年4月に買収した図書館向けEブック配信会社の「オーバードライブ」を、米投資会社に売却。
- KKR（コールバーグ・クラヴィス・ロバーツ）が買収。
- 楽天→
- 2012年、買収したカナダのEブック会社Koboとオーバードライブ子会社化
- オーバードライブは現在76カ国で4万3000の図書館や学校にサービスを提供

- 電子書籍(定義) (電子ブック、デジタル書籍、電子ブック、Eブック、オンライン書籍とも呼ばれる)
- 「既存の書籍や雑誌に代わる有償あるいは無償の電子的著作物で、電子端末上で専用のハードウェアにより閲覧されるフォーマット化されたデータ」(徳川小菊(ほか)編著「電子図書館・電子書籍貸出サービス調査報告2019」)
- 電子書籍のフォーマット
 - <EPUB>
 - XML、XHTML、CSSおよびZIPに基づいた、米国の電子書籍標準化団体IDPFが推進する規格。ISOよりISO/IEC JIS 30139として刊行。2011年のEPUB3より縦書きやルビがサポート。日本語への対応が可能
 - デフォルトスタンダード、現在EPUB3.0 (リフロー型)
 - <PDF>
 - Adobeシステムから開発したファイル形式。元となる原稿のイメージを忠実に再現することを目的としているため、資料の配布と印刷形式として使用。(フィックス型)

名称	中心となる団体	拡張子	DRM	縦書き
AZW/MOBI, Topaz (Kindle)	Amazon	.azw, .azw3, .mobi	Kindle DRM	○
EPUB	IDPF	.epub	Adobe DRM	○
PDF	Adobe	.pdf	Adobe DRM	○
Mobipocket	Mobipocket	.mobi, .prc, .azw	○	×
XPDF	シャープ	.zbf, .mnh	○	○
.book	ボイジャー	.book, .ttz	○	○

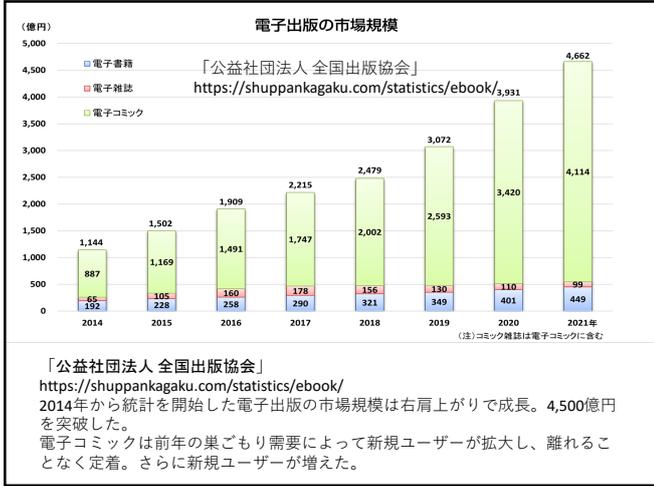
電子書籍の市場はどういう歴史をたどってきたか。(2009年以降を中心に)

- 電子書籍進展の兆しと対照的な事例
- 2004年から発売していたソニーの電子書籍端末LIBRIé (リブリエ) が2007年5月生産終了。
- LIBRIé向けの配信サイト「タイムブックタウン」が2009年2月28日付けでサイト閉鎖を発表。
- 2006年9月、姉妹機ソニー・リーダーがアメリカで発売。ヨーロッパでも2008年から発売。日本では2010年12月に発売
- ★電子書籍端末の発売へ
 - 2009年10月：米アマゾン電子書籍端末「Kindle」を100か国以上で発売(279ドル)。日本でも発売されたが、ただしこの時点で、日本語対応ではない
 - 2009年11月：Barnes & Noble (バーズ・アンド・ノーブル) が、電子書籍リーダー初代Nookを発売。→現在：NOOK GlowLight Plus
 - 2010年1月：アップルが「iPad」発売。

- 2010年2月：出版社31社が、一般社団法人日本電子書籍出版社協会を設立。
- 2010年5月：カナダKoboが、電子書籍リーダーKobo eReaderを発売。
- 2010年12月：紀伊國屋書店、一般向け電子書籍販売サービス紀伊國屋書店BookWebPlusを開始。
- 2012年1月：楽天が、カナダカナダの電子書籍事業者Koboを買収。
- 2012年10月：Amazon.co.jpが、電子書籍ストア『Kindleストア』日本版を開始。

★読み放題サービスの展開へ

- 2013年7月：デンマークのMofiboが、無制限の読書サービスを開始。
- 2013年9月：Oyster (英語：Oyster company) が、電子書籍読み放題サービスを開始。
- 2014年7月：Amazon.comが、電子書籍読み放題サービス『Kindle Unlimited』を開始。(2016年8月：Amazon.co.jpが、電子書籍読み放題サービス『Kindle Unlimited』日本版を開始。)
- 2015年12月：Playster (英語：Playster) が、電子書籍やオーディオブックの電子書籍読み放題サービスを開始。



図書館における導入事例と課題

電子図書館(電子貸出サービス)実施図書館とベンダー

電子図書館(電子貸出サービス)実施図書館(2022年10月01日)

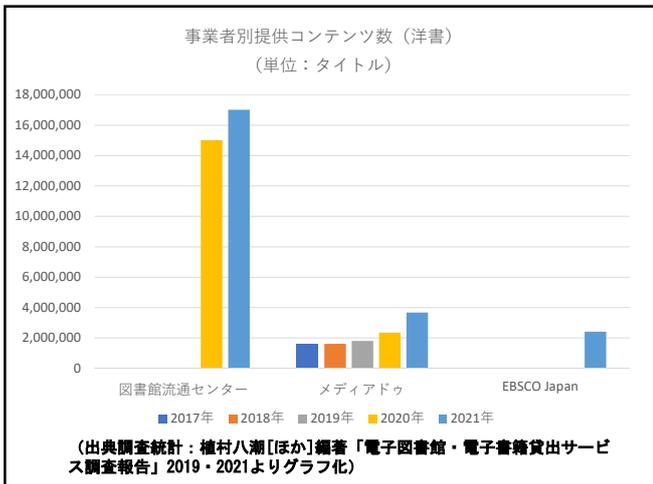
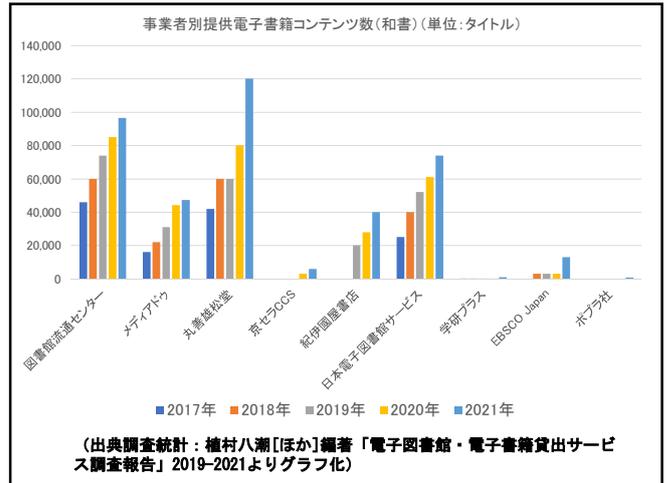
- ▶ 実施自治体 436自治体
- ▶ 電子図書館 344電子図書館 (1自治体1件で計算)

現在、主な公共図書館・大学図書館向け電子書籍提供サービス

- ▶ TRC-DL
- ▶ LibrariE
- ▶ OverDrive
- ▶ Maruzen eBook Library
- ▶ EBSCO eBooks&Audiobooks
- ▶ Kino-Den
- ▶ JapanKnowledge

※「電子出版制作・流通協議会 電子図書館(電子書籍サービス)実施図書館(2022年10月01日)」
https://eeps.or.jp/pdf/Electronic_Library_Service_Implementation_Library_20221001.pdf

2017.4	EBSCO eBooks がEBSCO Information Services Japanに移行
2016.10	TRCが新刊小説やライトノベル、話題の実用書などのタイトルを持つJDLSと資本提携（2019年3月現在で約70,000タイトル（青空文庫除く）を提供）
2015.6.30	メディアドゥとOverDrive、電子図書館システムを国内で初めて提供へ
2015.3.30	J D L S、紀伊國屋書店とTRCを代理店に営業開始
2015.3.19	楽天、米国OverDrive社を買収、完全子会社化
2014.5.14	丸善と京セラ丸善、大学図書館向け電子図書館サービスを提供開始へ
2014.5.13	メディアドゥ、米国OverDrive社と業務提携
2013.10.29	大日本印刷（DNP）など4社、電子図書館サービスを刷新
2013.10.15	講談社など3社、「日本電子図書館サービス（JDLS）」設立
2013.6.19	凸版印刷、明和町立図書館の電子図書館サービスを支援
2010.10.4	大日本印刷 CHIグループ 電子図書館の構築支援サービスを開始
2009.10.1	紀伊國屋書店と凸版印刷、図書館向け電子書籍配信サービス「NetLibrary」で協業



JDLS LibrariE アクセス権モデル

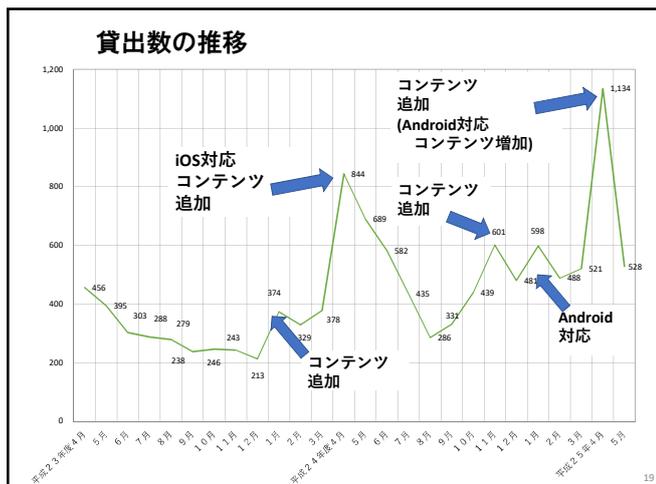
ワンコピー・ワンユーザ型	1冊の電子書籍に対して1人の利用者のみに出し出すことが可能で、2年間、もしくは52回まで貸し出せる
都度課金型	ワンコピー・ワンユーザ型のライセンス契約が終了したコンテンツに限り設定することができる、1年ごとに更新する再契約モデル。利用者が借りるごとに図書館が支払うお金が発生
ワンコピー・マルチユーザ型	教育向け、1冊の電子書籍を一定期間に同時に貸出するモデル

<アメリカの公共図書館で用いられてきたモデル>

- ① **perpetual / permanent access license**
1冊の紙の本の値段より割高だが、1度支払えば、上限なく何人にも何度でも貸し出しできる。ハードカバーの新品であれば50ドル前後の場合が多い。
- ② **per-checkout model**
貸し出しがあるごとに支払いをするモデルで、相場は1回数ドル。
- ③ **metered model**
perpetual model より安い価格設定だが、一定期間が過ぎると契約が切れ、また購入し直さなければならない。

- ビッグ5（マクミラン、ペンギン・ランダムハウス、ハーバーコリンズ、アシエット、サイモン&シュスター）
- →Eブック料金体系と変更内容へ（2019年）
- 課題
- ベストセラーの書籍が電子書籍で利用できない
- 高価すぎるため、要望の多い資料を利用者に提供できていない
- 米国図書館協会のサリバン（Maureen Sullivan）前会長→大手出版社5社、"ビッグファイブ" に対し、出版している本を電子媒体でかつ安価で利用できるようにするよう働きかけ

- ### 堺市立図書館図書館における電子書籍サービスー導入から提供までー
- 利用対象：市立図書館の利用資格をもつ方（団体・広域連携利用者除く）
 - 貸出：3点まで2週間
 - 所蔵点数(2021年度)：10,174点
 - 利用状況(2021年度)
 - 貸出者：13,898人
 - 貸出点数：30,167点
 - 予約点数：8,408点
 - 対応OS：WindowsXP以降／iOS／Android



- システム更新
- 平成22年2月予算内示 平成23年1月稼働
- 電子図書館部分含めての契約
- コンテンツ購入
- 図書費（備品購入費）での購入
- 紙の本より若干高価。
- ビジネス支援、語学学習などの資料を選定
- 要綱の整備
- 堺市立図書館電子書籍利用要綱を整備（24年度「堺市立図書館における図書館資料等の利用に関する要綱」に統合）

- 予算費目は？
- 契約上の問題 調達課との打ち合わせ
- 堺市は備品費（資料費）
- 役務費（通信運搬費）という名目で予算処理のところも課題
- コンテンツ
 - コンテンツの拡充
 - 買い切りか、使用料か
 - 独自資料の電子化
 - システム
 - 操作性
 - アクセシビリティの向上→テキスト版サイト
 - 広報
 - 体験イベント（図書館・区役所・商業施設）
 - 資料の見せ方、ホームページでの広報

- 大学における電子書籍
- 「早慶和書電子化推進コンソーシアム（以下、早慶コンソーシアム）」
- 早稲田大学および慶應義塾大学の図書館（早稲田大学図書館および慶應義塾大学メディアセンター）が、2021年5月に「早慶和書電子化推進コンソーシアム（以下、早慶コンソーシアム）」を
 - 株式会社紀伊屋書店をパートナーに
 - 活動趣旨に賛同した国内出版社5社（株式会社岩波書店、株式会社講談社、株式会社光文社、株式会社裳華房および株式会社日本評論社）から2022年10月より1年半の期間限定で約1,200点のコンテンツ提供開始
 - 半数が「個人向けのみの提供で、図書館向けには提供されていなかったタイトル」
 - 国内の大学図書館向け電子書籍（和書）の拡充、利便性の向上、新たな購読モデル構築につなげることを目指す。
- [\(https://www.keio.ac.jp/ja/press-releases/2022/10/20/28-132760/\)](https://www.keio.ac.jp/ja/press-releases/2022/10/20/28-132760/)

- ### DCLモデルについて
- Douglas County Library（コロラド州ダグラス郡図書館）
 - 2011年～ DCLモデルと呼ばれた。
 - 大手出版社の電子書籍は、ベンダーにより提供
 - 中小出版社の電子書籍は買い取り、自前のサーバーに保存→時間運営の独自プラットフォームで提供。
 - 貸出手続きの簡易化
 - 出版社に対して価格交渉権
 - 地域の作家のデジタル出版を推進
 - →DCLモデルは管理運営が困難→停止

- この試みは図書館界の注目を集め
 - カリフォルニア州のCalifaコンソーシアムでは、「DCLモデル」を発展→独自のプラットフォームによる電子図書館「EnkiLibrary」（<http://califa.org/enki/project/>）を誕生させた。
 - アリゾナ州のReadingArizona（<http://www.readingarizona.org/>）やコロラド州のeVokeProject（<http://www.evokecolorado.info/>）のように、州規模の電子図書館プロジェクトが起動→
 - 図書館が購入したり出版に携わったりしたコンテンツに対しプラットフォームを提供するベンダー（BiblioLabやOdiloIK）が現れた。
- （出典：伊藤倫子、電子書籍貸出サービスの現状と課題：米国公共図書館の経験から、情報管理、28vol.58 no.12015.）

課題

- メタデータを集約するという目的以外に、標準化、オープン化の推進
- 分野内における人的基盤の整備から法的な課題への対応等
- 広報の促進やユーザビリティ機能の向上
- コミュニティ形成等持続可能な運営体制の構築

今後について

- 令和2年8月、「ジャパンサーチ」の正式版が公開
- デジタルコンテンツの拡充
- デジタル情報資源のオープン化及び利活用のための基盤整備
- デジタルアーカイブ構築及び連携を推進する仕組みづくり
- 分野横断型統合ポータルサイトの構築
- つなぎ役の支援
アーカイブ機関の人材教育支援
- 幅広い知識や理解を要する人材育成

出典：『3か年総括報告書 我が国が目指すデジタルアーカイブ社会の実現に向けて-概要-』令和2年8月 デジタルアーカイブジャパン推進委員会 実務者検討委員会 r0208_3kanen_houkoku_gaiyou.pdf (kantei.go.jp)

市民協働のデジタル関連事業

- 公立図書館のデジタル関連事業、特に地域資料にかかわるデジタル関連事業においては、市民との協働で実施される事例が少なくない。その事例を、前述と同じく堺市立図書館を中心に見ていきたい。
- 市民協働のデジタル事業の例
- 堺市立図書館の「堺メモリー（堺のまち今・むかし）事業」
- 2012年度から市民との協働により、地域に残る古い写真をデジタル化し歴史文化資料として保存・発信することを目標
- 堺市立中央図書館では堺の昔の状況と今を比較して、街がどのように変遷してきたかを探る「堺メモリー（堺のまち今・むかし）事業」
- 堺市立中央図書館では、地域資料や資料のデジタル化に必要な基礎的知識を学ぶいくつかの講座を開催し、その受講者で構成する「堺メモリー倶楽部」を結成
- ボランティアを中心とした持続的な活動へ

- この事業の立ち上げは2011年度に始まる。
- 当該年度に“「堺メモリー」サポーター講座”を実施
- 翌2012年度に、市民ボランティアグループとして「堺メモリー倶楽部」が結成
- 参考となるモデルケース→文部科学省の「図書館における地域の知の拠点支援事業」の委託事業「豊中・箕面地域情報アーカイブ化事業」（北摂アーカイブス）
- 愛知川町立図書館（当時）の「町のこしカード」事業に刺激
- 堺メモリー倶楽部の活動は、まず昔の写真を集め、現在と『『堺大観』写真集』（2014年3月発行）の風景等の違いを検証
- その後、冊子として『『堺大観』写真集』として刊行
- 「Web版『堺大観』写真集」公開
- 写真で示された位置情報はGoogleマップを活用し、LOD（Linked Open Data）として、公開

その他

ウィキペディアタウンの取り組み

「ウィキペディアタウン in さかい（平成30年2月11日）を開催しました。」
https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/library/column/20180211/wikipedia_towninsakai2.htm

教育現場におけるデジタルコンテンツのネットワーク利用

- 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）
- 授業目的公衆送信補償金制度
- 2018年5月の著作権法改正（35条）で創設された制度

従来の著作権法

- 学校等の教育機関における授業の過程で必要かつ適切な範囲で著作物等のコピー（複製）や遠隔合同授業における送信（公衆送信）を著作権者等の許諾を得ることなく、無償で行うことができた（いずれの場合も著作権者の利益を不当に害する利用は対象外）。

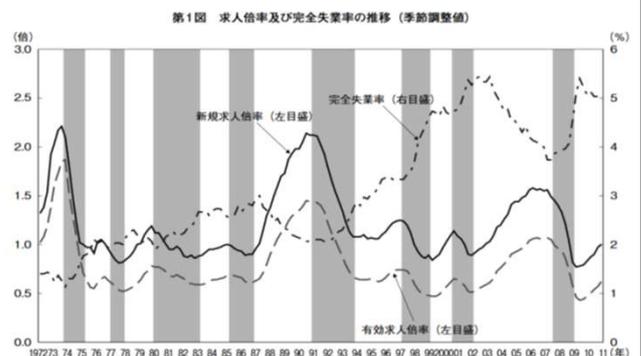
2018年の法改正

- ICTを活用した教育での著作物利用の円滑化を図るため、これまで認められていた遠隔合同授業以外での公衆送信についても補償金を支払うことで無許諾で行うことが可能
- 学校等の教育機関の授業で、予習・復習用に教員が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信したり、サーバにアップロードしたりすることなど
- ICTの活用により授業の過程で利用するために必要な公衆送信について、個別に著作権者等の許諾を得ることなく行うことができる
- 著作権者等の正当な利益の保護とのバランスを図る観点から、利用にあたっては制度を利用する教育機関の設置者が、補償金を支払うことが必要

国のデジタル情報資源流通の政策と国立国会図書館の動向

- 2009年の補正予算で国立国会図書館の大規模デジタル化事業に127億円が投入
- 経済不況による失業対策の一環
- それまでも、デジタル化については予算化されていたが、その約100倍
- 当時の国立国会図書館の館長は、1990年代から、マルチメディア電子図書館へ向かうことを洞察していた長尾真氏
- その構想がこの予算によって実現可能性を帯びてきた。
- 長尾氏は、いかにして、図書館法の無料の原則と著作権法のハードルを越えて、国立国会図書館のデジタル化資料を各個人レベルまで流通させるかということを命題→私案（長尾構想）
- 著作権法の関係から、利用者による費用負担（公共図書館利用の交通費程度）も含めた（仮称）電子出版物流通センターを介するデジタル化資料の各家庭での閲覧を考えていた。

- 2009年5月：国立国会図書館デジタル化事業に約127億円の補正予算
- 失業者対策の一環



- こうしたデジタル資料の流通は、政府としても懸案事項→2010年に「総務省、経済産業省、文部科学省（構成）による「デジタル・ネットワーク社会における出版物の活用に関する懇談会」（通称：三省懇）が3回開催
- 同年6月28日に報告書を公表
- 翌年は、「知のデジタルアーカイブに関する研究会」を立ち上げ、2012年3月30日に提言とガイドラインを公表→現在の電子化政策へ
- 2021年4月に「国立国会図書館ビジョン2021-2025」公表
- その新ビジョンとして「デジタルシフトの推進」が打ち出されており、その中でも注目すべきは、「非来館サービスの拡充」と「読書バリアフリーの推進」

- ビジョンから読み取れる期待値→「図書館向けデジタル化資料送信サービス」と「デジタルコレクション」が増えること
- ビジョンの進行とともに、何度か著作権法の改正も予測され得る。
- 国立国会図書館のデジタル化資料提供状況（2021年7月時点）
- 内訳として、インターネット公開資料が56万点、図書館送信対象資料が151万点、国立国会図書館館内提供資料が72万点、合計で279万点である
- 公表されている図書館向けデジタル化資料送信サービス参加館（公立・大学・その他）は、2022年1月4日現在で、日本国内で1,331館

- 今回、2021年5月26日に「著作権法の一部を改正する法律」が、第204回通常国会において成立、同年6月2日に令和3年法律第52号として公布
- 公布後2年以内に次のことができるようになる。
- 著作権者の公衆送信権の制限を拡大し、国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」は各家庭で受信できる。
- 一定の条件下で、補償金の条件は付くものの複製物の一部をメールによる送信（デジタル送信）が可能となる
- この改正は、改正前に比して、資料へのアクセシビリティを高める
- 一方で残されたのは、以前から課題となっている国立国会図書館のデジタル資料の本文のテキスト化する点、障害者への音声読み上げを可能にする点
- 後述する読書バリアフリー法の趣旨からも、今後の課題として検討の余地→

- デジタル化資料の全文テキストデータの視覚障害者等への提供について
- 「国立国会図書館デジタルコレクション」を通じて提供するデジタル化資料（画像データ）から、OCR（光学的文字認識）処理により作成したテキストデータ
 - 対象となるデジタル化資料は、令和2年12月時点で「国立国会図書館デジタルコレクション」上で提供を行っていた図書、雑誌、博士論文等 約247万冊分
- コレクション 内容
- 図書 1968年までに受け入れた図書のほか、震災・災害関係資料の一部（1968年以降に受け入れたものを含む） 約97万点
 - 雑誌 明治期以降に刊行された雑誌（刊行後5年以上経過したもの）約1万タイトル（約133万点）
 - 博士論文 1988年（一部）から2000年に送付を受けた論文 約15万点
 - その他 官報、脚本、帝国図書館文書等 約2万点

国立国会図書館のデジタル資料		
カテゴリ	サービス名	概要
デジタル資料	国立国会図書館デジタルコレクション	国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料を検索・閲覧できるサービスです。
	歴史的音源（れきおん）	「歴史的音源」専用ページです。1900～1950年頃のSP盤等のデジタル化音源を収録しています。邦楽、流行歌・歌謡曲、落語・漫才・浪曲・講談といったジャンル別に音源を探したり、「音源紹介」では特定テーマに沿った解説を読むことができます。
	ウェブサイト・アーカイブ（WARP）	インターネット上で公開されている数多くの有用な情報資源を、文化遺産として将来の世代のために保存するプロジェクトです。
震災の記録	国立国会図書館東日本大震災アーカイブ	東日本大震災に関する記録等を後世に伝え、今後の復興や防災に役立てるため、大震災の記録等を収集・保存し、提供しています。

- 読書バリアフリー法と電子書籍
- 2018年4月25日、参議院本会議において、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（以下「マラケシュ条約」）の締結について承認。
 - それに伴う著作権法改正
 - 著作権法第37条第3項の受益者に、肢体不自由者等の、身体障害等により読字に支障のある者が加わる。（ガイドラインで規定されているので現状のまま）
 - 同第37条第3項を適用できる行為に、DAISYデータ等を電子メールで視覚障害者等に送信することができる
 - 一定の条件を具備したボランティアグループ等が文化庁長官の指定なしに拡大図書やDAISYデータ等を作成して視覚障害者等に提供することが可能となる。
 - ※「著作権法の改正とマラケシュ条約の締結」（JLA）

さらに、

- 2019年6月21日、「**視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）**」が衆議院本会議において可決、成立。

- 点字図書や音声読み上げに対応した電子書籍の普及が国や地方自治体の責務。
- 肢体不自由なども含め、多様な障害により書籍を読むのが困難な人等を対象とし「障害の有無にかかわらず、全ての国民が文字・活字文化の恵沢を享受できる社会の実現に寄与する」と明記。
- IT機器の音声読み上げ機能などを使って障害のある人も利用可能な電子書籍を普及させ、質の向上を進める。

- 「読書バリアフリー法」第7条に基づき、文部科学省及び厚生労働省において「**視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画**」を令和2年7月に策定
- 「**視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画**」について（通知）」（令和2年7月14日付）

今後の展望

- 図書館のデジタル化に伴う現状と諸課題を概観
- デジタル資料といっても物理的にも内容的にもアクセス方法も多様な情報資源が存在
- 一般的に電子書籍の概念として、いわゆる紙の本をデジタル出版したもののは、公衆送信権と送信可能化権の關係なく、著作権者の許可なくして紙資料のように提供できない。
- その中でも、ポーンデジタルというデジタル出版のみのケースも増えつつある。
- 国立国会図書館では、「オンライン資料収集制度（eデポ）」が実施
- 現在、「当面、無償かつDRM（技術的制限手段）のないものに限定して、収集」（現在こうした資料の収集については実証実験中である。）
- **今後の予定（見込み）として、2021年9月2日の第35回納本制度審議会（資料6）によると、DRMが付されていない状態での収集が明記され、有償のこれらの資料の全面的な制度収集開始時期を2023年1月としている。**

- 公共図書館の電子書籍提供サービスは、米国に比べて立ち遅れている。
- 米国では、公共図書館における電子書籍提供サービスは、2015年で94%に
- さらに、情報資源として、音声やビデオ等も提供
- 米国では以前、出版社のデジタルコンテンツを自館サーバに保存し、提供するというダグラス郡モデルがあった。
- 図書館のユーザーインターフェースから出版社サイトでの購入ができるように連携
- 現在、自館サーバでの維持管理上の問題で行われていないが、他の公共図書館にも影響を与えてきた。
- こうしたモデルはコンテンツの所有の問題やコンテンツへのアクセスの持続性も含めて、今後、参考になるケース

- デジタルアーカイブは、公共図書館の場
台、主に地域資料が中心に、市民
協働で、今後は、市民協働を推進する
デジタル化事業を進めると予測される。
最後に、公共図書館は、地域住民の情
報的ニーズの危機的状況にあるこ
ろにあって、これらを検証し、必要が
あるかを問いただす必要がある。
さらに、今後の電子図書館化の進展に
向けて、図書館の経営の柔軟な対応
が求められる。

ご清聴ありがとうございました